

岩手県告示第524号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、平成24年7月17日次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成24年7月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
釜石市	平成20年4月25日から 平成24年3月9日まで	1 釜石市 地籍図 2 釜石市 地籍簿	釜石市甲子町第3地割、第4地割の各一部
釜石市	平成21年4月23日から 平成24年3月9日まで	1 釜石市 地籍図 2 釜石市 地籍簿	釜石市大字平田第1地割の一部、第3地割